

横浜西分会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この分会は建設業労働災害防止協会神奈川支部横浜西分会「以下(本会)という」と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を横浜市戸塚区品濃町 541-3 オセアンビル 601 号に置く。

(目 的)

第3条 本会は会員事業場からの労働災害の発生を未然に防止し、会員事業場の健全な発展を図るとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 事 業

(事 業)

第4条 本会は前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 労働災害防止上必要な指導及び教育
- (2) 各種の講習会及び研修会の開催
- (3) 安全衛生に関する情報及び資料の収集ならびに提供
- (4) 調査及び広報活動
- (5) その他、本会目的達成のための必要な事項

第 3 章 会 員

(会 員)

第5条 本会は正会員・特別会員及び有期会員をもって構成する。

- 2 正会員は横浜西労働基準監督署行政区域内に、本社本店又は営業所を置き建設業を営む事業場とする。
- 3 特別会員は、次の事業場とする。
 - (1) 前項区域内に支店・営業所を有し、区域外に本社・本店を置く建設業を営む事業場。
 - (2) 前項区域内に本社・本店・支店・営業所を有し、建設関連事業場を営み、本会に入会を希望するもの。
 - (3) 3項は平成22年5月13日をもって削除する。ただし現特別会員はそのままとする。
- 4 有期会員は、正会員・特別会員以外の事業場が2項の区域内で有期建設工事施工のため設置した作業所。

(議決権及び選挙権)

第6条 会員は各1個の議決権及び選挙権を有する。

(入 会)

第7条 本会に会員として入会しようとするものは所定の手続きをなし、役員会の承認を受けなければならない。

(退 会)

第8条 会員は退会しようとするときは分会長に届け出なければならない。

- 2 会員は当該年度の会費を当該年度を終了しても納入しないときは、退会の意思表示があったものと見做し、処理する。

(退会者の取扱い)

第8条の2

前上第2項又は第9条各号により、退会した会員は、退会した日から2年間は入会を認めないものとする。

(除 名)

第9条 会員は次の各号の一に該当するときは、総会の決議によりこれを除名することができる。

- (1) 本会の目的達成または業務の運営を妨げたとき。
- (2) 本会の信用を失わせる行為をしたとき。

第 4 章 役 員 等

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 分会長 1名
- (2) 副分会長 若干名
- (3) 会計 2名
- (4) 監査 2名

(役員の仕事)

第11条 分会長は本会を代表し、本会の会務を総括する。

- 2 副分会長は、分会長を補佐し、分会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は会計事務を司る。
- 4 監査は分会の事業及び経理状況を監査する。

(役員を選出)

第12条 分会長は役員会の推薦により支部長が委嘱する。

- 2 役員及び監査は総会において選任する。副分会長及び会計は役員で互選する。

(役員の任期)

第13条 役員に任期は、2年とし再選を妨げない。

- 2 役員は任期満了後又は辞任後も新たに役員が選任されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補欠役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第14条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 分会長は労働災害防止に関し、学識経験者ある者のうちから役員会に諮って顧問又は参与を委嘱する。
- 3 顧問及び参与はこの分会の事務運営に関する重要な事項について分会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

第 5 章 総 会

第15条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は分会長が毎事業年度終了後遅滞なく召集する。
- 3 臨時総会は分会長が必要であると認めるとき役員会に諮って召集する。
- 4 会員のうち3分の1以上にあたる会員が会議の目的事項及び召集の理由を記載した書面を提出して請求してきたときには、分会長は遅延なく臨時総会を召集しなければならない。

(総会召集の手續)

第16条 総会の召集は開催日の10日前までに、会議の目的たる事項、日時及び開催場所を記載した書面を各会員に発して行うものとする。

(総会の定数)

第17条 総会の定足数及び書面又は代理人による表決

- 1 総会は、総会員数の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員に表決することができる。この場合において、前項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議 長)

第18条 総会の議長は分会長とする。

(総会の議決事項)

第19条 総会はこの規約で別に定めるもののほか次の事項について審議決定するものとする。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業報告並びに決算報告
- (3) 事業計画並びに予算案
- (4) その他役員会が必要と認めた事項

(総会の議決)

第20条 総会の議事は出席会員の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第 21 条 総会の議事録は出席者のうちから議長の指名した会員が作成しこれに署名するものとする。

2 前項の議事録には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 会議の目的
- (3) 会員数及び出席者数
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

第 6 章 役員会

(役員会)

第 22 条 役員会は役員全員で構成する。

2 役員会は必要に応じ分会長が招集する。

3 役員の数に 1 以上にあたる役員が会議の目的及び召集の理由を記載した書面を提出して請求したときは、分会長は遅延なく役員会を招集しなければならない。

(役員会の議事)

第 23 条 役員会はこの規約で別に定めるもののほか、次の各号を審議決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 会務の処理に関する事項
- (3) その他分会長が必要と認める事項

(議長及び議事)

第 24 条 役員会の議長は分会長とする。

2 第 20 条及び第 21 条の規定は役員会に準用する。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 25 条 本会に事務局を置く。

2 事務処理及び組織に関し必要な事項は別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 26 条 本会の資産は次の各号に掲げるものをもって構成し、分会長がこれを管理する。

- (1) 会費
- (2) 助成金
- (3) 納付金
- (4) 受講料

(5) その他の収入

(会 費)

第 27 条 正会員の会費の額は、別に定める会費徴収基準による。

2 特別会員の会費の額は年 48,000 円とする。

3 有期会員の会費の額は年 20,000 円とする。

(納付金)

第 28 条 納付金は別に定める納付金徴収基準による。

(経費の支弁)

第 29 条 本会の経費は前条の資産をもって弁済する。

(会計年度)

第 30 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 委 員 会

(委員会の設置)

第 31 条 事業の円滑化を図るため「パトロール委員会」「教育講習委員会」「総務運営委員会」「広報委員会」「木建委員会」「土木委員会」「建築委員会」「造園委員会」「設備委員会」を設置する。

2 「パトロール委員会」は、安全パトロールを実施し、各作業所の安全管理水準の向上を目指す。

3 「教育講習委員会」は、教育事業の企画・実行にあたる。

4 「総務運営委員会」は、事業及び活動の円滑なる運営を図る。

5 「広報委員会」は、分会事業の周知広報活動にあたる。

6 「木建委員会」は、木建工事事業における安全衛生の向上をはかる。

7 「土木委員会」は、土木工事事業における安全衛生の向上をはかる。

8 「建築委員会」は、建築工事事業における安全衛生の向上をはかる。

9 「造園委員会」は、造園工事事業における安全衛生の向上をはかる。

10 「設備委員会」は、設備工事事業における安全衛生の向上をはかる。

附 則

この改正規約は平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

この改正規約は平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

この改正規約は平成 13 年 5 月 18 日から実施する。

この改正規約は平成 20 年 5 月 31 日から実施する。

この改正規約は平成 22 年 5 月 13 日から実施する。